

2018 年中国ビジネスと税務ガイド (2) ～移住、雇用

August 2018



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2018 年 1 月時点で、世界 86 ヶ国に業務を展開し、20,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

概要

中国におけるビジネスと税務の全般について解説するシリーズ。2 回目の本稿では、移住、雇用について解説します。

前回「2018 年中国ビジネスと税務ガイド (1) ～基本情報、ビジネス形態、外商投資企業の設立」では、中国の基本情報、ビジネス形態、外商投資企業の設立について説明しました。2 回目となる本稿では、移住、雇用について解説します。

4. 移住

中国で働く外国人は、有効な就業許可証およびビザを取得していなければなりません。移住の手続きについては、中国にて長期間働くことを計画しているか、短期間（90 日以下）における業務のための訪問であるかによって、異なります。

中国に拠点を有する企業が外国人を雇用したい場合、もしくは第三者を 90 日以下の短期間の業務に従事させたい場合には、招聘（しょうへい）状を準備し、従業員がビザの申請を行えるようにする必要があります。そして、目的および中国滞在期間に応じた、数多くあるビザの中から適切なものを申請することとなります。

長期滞在を予定している場合、所持しているビザの種類によっては、1 年もしくはより長期の就業居留許可へと更新することができます。そして、目的によりそれぞれ異なる手続きを行うこととなります。

中国において外国人を長期間にわたり雇用するのであれば、勤務に伴い、当該従業員は自らの家族を帯同する必要があるかもしれません。そのような場合には、異なる手続きにより別の種類のビザを申請する必要があります。

以下の表は、中国滞在時の状況別によって取得が必要となるビザの一覧表です。なお、これらは外国人が中国で働くに当たり、比較的良好に取得されるビザです。

【ビザの種類と対象者】

ビザ種類	対象
Mー業務・就労ビザ	商業、貿易活動を行う者
Fー非業務ビザ	文化交流、調査、講演、科学研究を行う者
Zー業務・就労ビザ	中国にある会社での勤務者
X1/X2ー留学ビザ	留学生
S1ー家族ビザ	中国で就労、留学している者の家族
Gー乗り継ぎビザ	中国での乗り継ぎを行う者

中でも、Mー業務・就労ビザについては、滞在が長期間であるか短期間であるかにより、中国に入国する前の手続き、および満たすべき条件が異なります。

（1）短期業務・就労ビザ

短期間の業務、就労の場合「Mー業務・就労ビザ」を取得することとなります。「Mー業務・就労ビザ」を取得するためには、中国企業からの招聘状が必要であり、自国の中国大使館に対して申請することとなります。

（2）長期業務・就労ビザ

長期間の業務、就労の場合「Zー業務・就労ビザ」を取得することとなります。なお、中国に入国する前に、ビザ取得のために以下の条件を満たさなければなりません。

<ビザ取得の条件>

- ・ 2 年以上の就業経験
- ・ 学士以上の学歴
- ・ 自国内での渡航前ビザ取得手続き

また、就業許可証を取得するための手続きフローは以下のようになっています。

<就業許可証取得の手続きフロー>

- 1) 中国に入国後、健康診断の受診
- 2) 管轄の公安にて、外国人臨時宿泊登記の申請
- 3) 就業許可証の申請
- 4) 外国人居留許可の取得（1年間有効）

5. 雇用

（1）労働契約

雇用者と従業員の関係については、中国労働法および中国労働契約法の規定に従わなければなりません。そして、書面による労働契約も必須とされています。また、労働契約において、雇用者は中国法の規定に基づき、従業員の社会保険および住宅積立金の手続きを行うことにつき言及しなければなりません。さらに雇用者は、雇用者と従業員の状況に基づき、従業員の関連する労働報酬の税務申告、支払いを行う責任を有します。

（2）最低給与および賃金

最低給与および賃金については、各地の人事・社会保険局からも具体的な規定が出され、これが月額および時間当たりの最低給与、賃金水準に影響を与えることとなります。そしてこれらは、関連する地方部門の批准を受けることとなるのです。すなわち地方都市ごとに、異なる最低給与、賃金が定められていることとなります。以下は、主要都市別最低給与、賃金一覧です。

都市	最低給与・賃金月額 (2017年)
北京	RMB1890元
上海	RMB2300元
広州	RMB1895元

（3）法定休暇

企業は、その経営活動実施に際して、法定休暇を考慮に入れなければなりません。仮に法定休暇時に勤務が発生した場合には、従業員に対して加算された給与、賃金（正規の就業時間における給与、賃金の **300%**以上）が支払われます。さらに、年次有給休暇については、中国の法規制により最低日数が定められています。なお、年次有給休暇の最低日数については、企業内での従業員の年次により差異があります。

（4）社会保険

月額社会保険料は、勤務地の年平均給与の **3 倍**を一つの基準として算定されます（年平均給与、賃金が、勤務地の年平均給与の **3 倍**を超える場合、給与、賃金を勤務地の平均給与の **3 倍**として社会保険料を計算）。中国では、適用される社会保険料率は、勤務地によって異なります。そのため、現地の人事部門と確認を行い、関連情報ならびに勤務地において公式に発表されている平均給与情報を取得する必要があります。なお、各地の人事・社会保険局が、雇用関連法規と関連する情報の発表について責任を負っています。以下は、北京、上海、広州の社会保険基数です。

【北京の社会保険基数】 (2017 年 7 月 1 日～2018 年 6 月 30 日)

	最大納付基準	雇用者	従業員
年金	RMB23118 元	19.0%	8.0%
失業保険	RMB23118 元	0.8%	0.2%
医療保険	RMB23118 元	10.0%	2%
労災保険	RMB23118 元	0.5%	なし
出産（育児）保険	RMB23118 元	0.8%	なし
住宅積立金	RMB23118 元	12.0%	12.0%

【上海の社会保険基数】 (2018 年 4 月 1 日～)

	最大納付基準	雇用者	従業員
年金	RMB21396 元	20.0%	8.0%
失業保険	RMB21396 元	0.5%	0.5%
医療保険	RMB21396 元	9.5%	2.0%
労災保険	RMB21396 元	0.32%	なし
出産（育児）保険	RMB21396 元	1.0%	なし
住宅積立金	RMB21396 元	7.0%	7.0%

【広州の社会保険基数】 (2017 年 7 月 1 日～2018 年 6 月 30 日)

	最大納付基準	雇用者	従業員
年金	RMB18213 元	14%	8%
失業保険	RMB22275 元	0.48%	0.20%
医療保険	RMB22275 元	7%	2%
労災保険	RMB22275 元	0.2%	なし
出産（育児）保険	RMB22275 元	0.85%	なし
住宅積立金	RMB22275 元	5%-20%	5%-20%

以上、各都市の社会保険基数表における最大納付基準は、北京、広州は 2016 年の年間平均給与、上海は 2017 年の年間平均給与に基づくものとなっています。なお、これらについては、上海については毎年 4 月、北京と広州については毎年 6 月に、政府により見直しがなされるものとなっています。

注：本連載は、2018 年 1 月 1 日時点の情報を基に作成されています。



CONTACT

Mazars

Japan Desk

吉野 健太 Yoshino Kenta
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa
パートナー Partner
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn